

「民法（相続関係）の改正」に関する意見書

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会  
会長 石橋 修  
東京都新宿区四谷 2-8 岡本ビル 5F  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
URL <http://www.zenseishi.com/>

当協議会は、全国の青年司法書士約3,000名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会では、2015年2月23日付で「民法（相続関係）の改正」に関する要望書を発出し、相続法の改正を検討するに当たっては、家族の多様化を見据えた、個人の尊重を中心とした観点からの見直しが必要となるよう要望してきたところである。

同月24日開催の法制審議会第174回会議において、諮問第100号（「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」）を受け、法制審議会民法（相続関係）部会が設置された。については、同部会での検討の進捗を受けて、下記の通り意見を述べる。

第1 相続法制の見直しにおける基本的な視点について（部会資料1）

相続法制については、昭和55年に配偶者の法定相続分の引上げ及び寄与分制度の導入等の改正がされて以来大きな見直しはされていないが、その間にも高齢化社会が更に進展して、相続開始時点での相続人（特に配偶者）の年齢が従前より相対的に高齢化していることに伴い、配偶者の生活保障の必要性が相対的に高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下しているとの指摘がされている。また、要介護高齢者や高齢者の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢にも変化がみられる。

これらの社会情勢の変化等に応じ、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から相続法制を見直すべき時期に来ているものと考えられるが、どのように考えるか。

### 【意見の趣旨】

相続に関する規律の見直しを検討するに当たっては、残された配偶者の生活への配慮等の観点だけでなく、家族の多様化を見据えた、個人の尊重を中心とする観点からの改正がなされるべきである。また、相続法の改正が社会に与える影響の大きさに鑑みれば、他の法律との整合性や実務に与える影響等も十分に考慮しながら国民的な議論をしていくことが望ましい。

### 【意見の理由】

今般の相続法制の見直しについて、法制審議会の前身である相続法制ワーキングチームの説明によれば、平成25年9月4日最高裁決定（民集第67巻6号1320頁）を受けて、「法律婚を尊重する国民意識が損なわれる」「配偶者を保護するための措置が必要である」等の理由から相続法の改正に着手したとされている（相続法制検討ワーキングチーム報告書より）。そして、法務大臣諮問第100号や民法（相続関係）部会資料1 第1「相続法制の見直しにおける基本的な視点」においても、その見直しの理由として、高齢化社会の進展により配偶者の生活を配慮するために相続法制を見直す、ということが掲げられており、相続法制ワーキングチームと同様に配偶者を保護することによって法律婚を尊重しようとする意図が見受けられる。

確かに、相続法は、昭和55年の改正以降大幅な見直しがされておらず、相続法の改正は喫緊の課題であることは間違いない。しかしながら、上記最高裁決定の理由にもあるとおり、現在の日本社会では、晩婚化、非婚化、少子化が進んでおり、離婚や再婚の増加なども相まって家族の形態が多様化していることは周知の事実である。今や夫婦と未成熟子からなる核家族が家族の基本形でないことは国民の意識の中にも広く浸透しており、その中でことさら法律婚を尊重することや配偶者を保護する意義は少ない。今後ますます多様化していくであろう家族形態に相続法が応えていくには、法律婚や配偶者といったある属性に限って保護するという発想ではなく、個人を個人として尊重することこそが家族の尊重に繋がっていくという認識をもつ必要があり、個人の尊重を中心とした観点から相続法制の見直しがなされるべきである。

また、民法（相続関係）部会資料1 第2考えられる検討項目によれば、「1 配偶者の居住権の保護」「2 配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現」「3 寄与分制度の見直し」「4 遺留分制度の見直し」と4つの改正項目が掲げられているが、その内容はいずれも国民生活に大きな影響を与えることが十分に予想される。また、相続法は親族法や財産法と密接に絡み合っている法領域であり、相続法の改正が他の分野へ及ぼす影響も無視できない（例えば、「配偶者の居住権の保護」と物権法、「配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現」と夫婦財産制、「寄与分制度」と債権法の関係性等については十分な検討が必要である）。法体系の整合性を取りつつ大規模な法改正に挑むには、本来であればもっと大局的な見地からの改正が望まれるところである。その一方で、実務に耐えうる改正でなければ画餅に帰することは明らかであり、手続き的な観点から現実的な改正を模索していく必要性もあるのである。いずれにせよ、相続制度は次世代に財産を承継させてくシステムであり、未来の日本

を創造する大切な役割を担う制度であるから、相続制度を現在まで支えてきた実務家や裁判官の経験を存分に活かしつつ、多様な価値観を持つ国民の声に真摯に耳を傾け、全国的な議論をもって改正されていくことが望ましいと考える。

## 第2 配偶者の居住権を法律上保護するための方策について（部会資料6）

### 1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

#### 【遺産分割が行われる場合の規律】

- ① 配偶者は、相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物を無償で使用することができる。
- ② ①の権利の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分）に算入しない。
- ③ 配偶者は、建物の性質によって定まった用法に従って①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって①の建物を保存しなければならない。
- ④ 配偶者は、①の権利を第三者に譲り渡し、又は①の建物を転貸することができない。
- ⑤ 次に掲げる場合には、配偶者以外の相続人は、短期居住権の消滅を請求することができる。
  - ア 配偶者が③の規定に違反したとき
  - イ 配偶者が④の規定に違反して第三者に①の建物の使用又は収益をさせたとき
- ⑥ ①の権利は、配偶者が①の建物の占有を喪失し、又は配偶者が死亡したときは、消滅する。
- ⑦ ①の権利が消滅したときは、配偶者は、①の建物を相続開始時の原状に復する義務を負う。

#### 【配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則】

- ⑧ 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合において、配偶者以外の者が遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）又は死因贈与により遺産に属する建物の所有権を取得したときは、配偶者は、相続開始の時から一定期間（例えば6か月間）は、無償でその建物を使用することができる。
- ⑨ ⑧の権利に関する規律は、②から⑦までに同じ。

#### 【意見の趣旨】

配偶者の居住権を短期的に保護するための短期居住権の新設に賛成する。ただし、配偶者の居住権の保護は配偶者の死亡時だけでなく婚姻中や離婚時にも必要となるものであり、立法に際しては民法典上の配置も含めて慎重な検討が必要である。

#### 【意見の理由】

法制審議会の部会資料によれば、「配偶者の居住権を短期的に保護するための方策」として、判例（最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁、以下「平成8年判例」という）や外国法制（フランス法）を参考にして短期居住権の新設を

検討している。確かに、配偶者の一方が死亡した場合に他方配偶者が住み慣れた住居に住み続けたいと希望することは当然であり、相続に伴って配偶者の居住権が失われてしまうことは望ましいことではない。従って、短期居住権を立法するという方向には賛成できる。しかし、法制審議会が参考としている平成8年判例は「共同相続人の一人が被相続人の許諾を得て遺産である建物に同居していたときは、特段の事情のない限り、被相続人と当該相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が推認される」とするものであり、被相続人との同居及び許諾を要件として使用貸借の推認により同居者の居住権を保護したものである。一方、法制審議会が検討している方策は、平成8年判例の要件を「建物に無償で居住していた場合」と緩和しており、配偶者に限っては被相続人との同居も被相続人の許諾も不要としている。また、「被相続人が遺言や死因贈与で明らかに異なる意思表示をしていた場合であっても配偶者は一定期間建物を無償で使用することができる」としており、平成8年判例に比べると死亡時における他方配偶者保護という政策的な色彩がかなり強いものであり、立法に際しては慎重な検討が必要である。つまり、配偶者の居住権を特別に保護するという方策については主にフランス法を参考としているものであるが、フランスでは、居住用不動産は個人にとっての重要財産であるだけでなく、私的な生活の場としての重要な使命を担っている財産権であると考えられており、家族の安定性を確保するための一つの手段としての価値を有しているものである。それゆえに、フランスでは居住用不動産の保護を配偶者の死亡時に限っていない。婚姻中に居住用不動産を売却する場合には他方配偶者の同意を要することや、離婚による婚姻解消の場合に、他方配偶者のために強制的に賃貸借を設定することなど、婚姻中や離婚時においても、他方配偶者の居住権を確保するための方策が設けられているのである。一方で、法制審議会でも検討されている短期居住権は、配偶者の死亡時に限って配偶者の居住権を保護するという方策を検討している。法制審議会の資料によれば民法第752条の夫婦間の同居協力扶助義務（配偶者死亡後は婚姻の余後効）にその根拠を置いているようであるが、婚姻の効果として居住権の保護を検討するのであれば、民法第4編第2章婚姻の箇所規定するほうが自然であり、少なくとも離婚時における配偶者の短期的居住権も併せて検討すべきであるように思われる。以上から、短期居住権の新設に賛成するが、居住権保護の必要性は配偶者死亡時に限られるものではないので、婚姻中や離婚時も含めた大局的な見地から居住権を検討することが望ましい。

## 2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

- ① 配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、遺産分割終了後にも配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設し、配偶者は、遺産分割（協議、調停又は審判）において、終身又は一定期間効力を有する長期居住権を取得することができるようにする。
- ② 配偶者が長期居住権を取得した場合には、配偶者はその財産的価値に相当する金

額を相続したものと扱う。

- ③ 配偶者は、建物の性質によって定まった用法に従って①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって①の建物を保存しなければならない。
- ④ 配偶者は、長期居住権について登記をしたときは、長期居住権を第三者に対抗することができる。
- ⑤ 配偶者は、所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者に譲り渡し、又は①の建物を転貸することができない。
- ⑥ 次に掲げる場合には、①の建物の所有者は、長期居住権の消滅を請求することができる。
  - ア 配偶者が③の規定に違反したとき
  - イ 配偶者が⑤の規定に違反して第三者に①の建物の使用又は収益をさせたとき
- ⑦ 長期居住権は、①の存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡した場合には消滅する。
- ⑧ ①の権利が消滅したときは、配偶者は、①の建物を遺産分割時の原状に復する義務を負う。
- ⑨ 被相続人は、遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）又は死因贈与によって、配偶者に長期居住権を取得させることができる。

#### 【意見の趣旨】

「配偶者の居住権を長期的に保護するための方策」の新設に反対する。仮に長期居住権を新設するとしても、その要件と効果については慎重な検討が必要である。

#### 【意見の理由】

法制審議会で検討している長期居住権は、「配偶者の居住建物の所有権を、使用権に関する部分とその余の部分に分割するのに必要な受け皿となる権利を新たに創設することを目的とするものである」と説明されている。確かに、配偶者が住み慣れた建物に住み続けることができるよう、配偶者に建物の使用権のみを与える遺産分割を実現するという考え方については理解できる。しかし、長期居住権を設定すると、終身又は一定期間に渡って所有者の使用収益権が制限されることになる。このことは、居住用不動産の流通が阻害され不動産の価値が著しく減退する可能性を予測させるし、また、木造建築物の価値が低い日本の住宅家屋においては、低コストで長期間居住権を確保することによって、詐欺的・濫用的に利用される可能性も否定できない。さらに、第三者や担保権者と居住権者の関係、居住権の財産評価、敷地の利用権などを巡って法律関係が複雑になり、かえって紛争が増加することも考えられるので、長期居住権の新設には反対する。仮に長期居住権を新設する場合であっても、民法典上の位置付け、要件及び効果については十分に検討する必要があると思われるので、以下に若干の検討を行う。まず、長期居住権の法的性質について、法制審議会では用益物権と構成しているが、配偶者の終身も含めた長期の期間設定が予定されており、さらに第三者対抗要件に登記を要求していることからすれば、長期居住権を物権として構成することに賛成する。なぜなら、長期居住権の存続期間が長期に渡る以上、長期居住権が一定の資産価値を有するものとなること

想定され、誰に対しても主張できる物権として新設した方が居住権者の保護になるからである。さらに長期居住権を物権と考えるのであれば、民法典上の体系として民法第2編物権の規定に一般的な「居住権」を創設し（配偶者以外でも設定可能とする）、配偶者の長期居住権を居住権の特則と位置付けることも検討されてよいと考える。また、長期居住権の効力として第三者への譲渡及び転貸を可能とすることが検討されているが、長期居住権に第三者への譲渡や転貸まで認めるべきではない。仮に建物所有者の承諾を要するとしても、もともと長期居住権は配偶者の住環境の維持が目的であるから、配偶者に処分権や収益権まで与える必要性はなく、配偶者が占有を継続している期間のみ居住権を認めれば十分だからである（所有者への買取り請求権は認めるという考え方はありうる）。

### 第3 相続人等の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策について（部会資料7）

#### 1 配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策

##### 【甲案】

次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分額（ただし、現行の寄与分については考慮しない。）を超える場合には、その超過額〔のうち裁判所が相当と認める額〕を配偶者の寄与分とする（注1）。

（計算式）

$$a = (\text{婚姻後増加額}) \times \frac{1}{2}$$

$$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - a) \times (\text{法定相続分より低い割合}) \quad (\text{注2})$$

$$= \{ (\text{婚姻後増加額} \times \frac{1}{2}) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \} \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$$a + b$$

$$= \text{婚姻後増加額} \times \frac{1}{2} + \{ (\text{婚姻後増加額} \times \frac{1}{2}) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \} \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$$= (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合}) \quad (\text{注3}) + (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合})$$

$$\text{婚姻後増加額} = x - (y + z)$$

$x$  = 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y$  = 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額

$z$  = 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注4）

純資産の額 = 積極財産の額 - 消極財産の額

（注1）寄与分を求める手続や寄与分が認められた場合の効果等については、現行の寄与分と同様とする。

（注2）例えば、配偶者が子と共に相続する場合には、 $\frac{1}{3}$ とすること等が考えられる。

（注3）例えば、注2の割合を前提とすると、ここでの「法定相続分より高い割合」

は、 $3分の2 (= 2分の1 + 2分の1 \times 3分の1)$ となる。

(注4) ここで、「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

#### 【乙1案】

① 婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が配偶者の法定相続分を引き上げる旨の合意をし、これを法定の方式により届け出たときは、民法第900条の規定にかかわらず、相続人の法定相続分は、次のとおりとする。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は $3分の2$ とし、子の相続分は $3分の1$ とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は $4分の3$ とし、直系尊属の相続分は $4分の1$ とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は $5分の4$ とし、兄弟姉妹の相続分は $5分の1$ とする（注）。

② ①の届出がされた場合において、当該夫婦が法定の方式によりその届出を撤回する旨の届出をしたときは、①の届出は、その効力を失う。

(注) 配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

#### 【乙2案】

① 被相続人が法定の方式により配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出をした場合において、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に相続が開始したときは、民法第900条の規定にかかわらず、相続人の法定相続分は、次のとおりとする。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は $3分の2$ とし、子の相続分は $3分の1$ とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は $4分の3$ とし、直系尊属の相続分は $4分の1$ とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は $5分の4$ とし、兄弟姉妹の相続分は $5分の1$ とする（注）。

② ①の届出がされた場合において、その届出をした配偶者が法定の方式によりその届出を撤回する旨の届出をしたときは、①の届出は、その効力を失う。

(注) 配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

#### 【意見の趣旨】

乙(1, 2)案に賛成する。なお、配偶者法定相続分引き上げの基準となる婚姻期間は20年とし、引き上げるための合意および届出は不要とすべきである。また、配偶者と兄弟姉妹が相続人となるときは、配偶者のみを相続人とすべきである。

## 【意見の理由】

### (1) 長期の婚姻の場合に法定相続分を引き上げることについて

婚姻期間が長期に及んでいる場合には、相続に際して生存配偶者が高齢になっており生活保障の必要性が高いことが考えられる。その半面で相続人となる子は独立して生計を立てている場合が多いと考えられ、相対的に生活保障の必要性が低い(部会資料1 基本的な視点参照)。

婚姻期間を20年とすることについては、居住用不動産に関する贈与税の配偶者特別控除制度において婚姻期間が20年以上とされていることもあり、夫婦の財産形成の期間としても充分であると考えられる。

### (2) 合意および届出を不要とすべきことについて

相続債権者等の法定相続分の変動について利害関係を有する者を保護する必要性もあり、そのためには客観的事由によって一律変動するとすべきである。また、部会資料において合意や届出を要するとした理由は、一律に法定相続分を引き上げるとすると、別居期間が長期に及んでいるなど婚姻関係が実質的に破たんしている場合に相続人間の公平を損なうと考えられたためであるが、これは現行法にも当てはまる問題であり、また合意や届出が離婚の際の駆け引きに利用される可能性もあるから妥当でない。婚姻関係が実質的に破綻している場合の救済は離婚法で手当てすべき問題である。この点については、離婚事由に長期の別居や破綻していることを取り入れた平成8年の民法改正法律案要綱を早期に実現していくべきである。

### (3) 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合は配偶者のみを相続人とすべきことについて

婚姻期間が長期に及んでいる場合には、相続人となる兄弟姉妹は生存配偶者に比べて被相続人との生活上の関係が極めて薄くなる上、生活保障の必要もほとんど考えられない。相続財産に先祖伝来の土地があるなど、仮に被相続人が兄弟姉妹に特定の遺産を承継させたいと考える場合は、遺言によることで足りる。

### (4) 甲案について

甲案は、実質的夫婦共有財産の清算を行う考え方をもとに、紛争の複雑化や長期化という問題点に関して修正を施した方策であると考えられる。

本来であれば、婚姻関係において夫婦財産の実質的平等を目指し、相続に先行して夫婦財産を清算する制度としての実質的夫婦共有財産制を夫婦の財産ルールとして選択することができる方策を検討していくことが望ましい。なお、ドイツでは夫婦財産契約において財産共同制または別産制を選択することができたり、フランスでは夫婦財産契約において共同財産制の修正や別産制などの選択ができるようになっており、選択する制度によって相続時の清算方法や相続分などが変わるようになっている。

甲案は、現行の配偶者の法定相続分を下回らないようにするために、現行の配偶者相続分に上乘せするという考え方をとっている。しかし、そもそも現行の法定財産制が硬直的で実態に即していないということから実質的夫婦共有財産制度の導入を検討していたのであり、法定相続分と実質的夫婦共有財産制度は相反するもので



ある。従って、このような相続分の下限を現行法の法定相続分にするような方策は不要であると考えられる。また、生存配偶者名義の財産を清算の対象としていないが、これも上記の理由から反対であり、生存配偶者名義の財産も清算対象に含めるべきである。また、この方策をとった場合には、ほとんどの配偶者は現行の法定相続分による手続きを選択すると思われる、あえて複雑な計算方法を選んで他の相続人との間に紛争の種を作り出すようなことはしないだろう。夫婦財産制の一つとして提示することはあるかもしれないが、この方策を遺産分割の原則ルールにするのであれば実際は現行と変わらない運用になる可能性が高く、あえて改正する意義は少ないように思われる。

## 2 被相続人の療養看護等に努めた者に寄与分を認めるための方策

民法第904条の2第1項に加え、新たに次のような規定を設けるものとする。

① 被相続人が療養看護又は扶養を要する状態にあった場合において、相続人の中に、無償で被相続人の療養看護をし、又は被相続人を扶養した者（以下「寄与者」という。）があり、その寄与の程度が他の相続人（同一の身分関係を有する相続人に限る。以下、単に「他の相続人」という。）と比較して著しく高いときは、寄与者と他の相続人の協議又は家庭裁判所の審判により、寄与者に寄与分を認めることができる。

② 寄与者に①の寄与分を認める場合には、

ア 寄与者の相続分は、現行の規律によって算定した相続分に①の寄与分を加えた額とする。

イ 他の相続人の相続分は、現行の規律により算定した相続分から①の寄与分（注）を控除した額とする。

③ ①の寄与分について相続人間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、寄与者の請求により、寄与者又は他の相続人の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

（注）比較対照される他の相続人が複数いる場合には、②の控除額は、①の寄与分の額を他の相続人の人数で除した額とする。

### 【意見の趣旨】

上記部会の案に賛成する。

### 【意見の理由】

相続人間の実質的な公平を目指すのであれば、寄与分のような相続人間での調整は積極的にされてよく、法制審議会の上記方策に賛成である。現行法では同順位間の相続人の法定相続分は均等であるが、親の療養看護を一人の子供が長期間に渡って行うことは比較的多いのではないかと思われる。このような場合に、親の遺産を子供が均等に相続せざるを得ないという結果が不平等であるということについては異論をみないであろう。そのような場合に、相続分を調整して親の介護をしてきた

相続人により多くの相続分を与えるという考え方については一般的な理解も得られやすいと思われる。高齢化社会を迎え、今までは目に見えにくかった家族内での療養看護というものが社会化されるにつれて、介護が目に見える形で評価されるべきであるという認識は社会の中にも一定程度浸透しているからである。

### 3 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- ① 被相続人の直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹であって相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、被相続人について相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。
  - ② 家庭裁判所は、①の寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の寄与をした者に支払うべき金額を定める。
  - ③ 相続人は、②の額について、法定相続分に応じてその責任を負う。
  - ④ ①の請求は、相続開始を知った時から6か月〔1年〕以内にしなければならない。
- 【別案】**
- ① 被相続人が療養看護〔又は扶養〕を要する状態にあった場合において、被相続人の直系血族又はその配偶者であって相続人でない者が被相続人の療養看護〔又は扶養〕について特別の貢献をしたときは、その者は、被相続人について相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。
  - ② 基本的に、本案の②～④に同じ。

**【意見の趣旨】**

上記部会の方策に反対する。

**【意見の理由】**

相続人以外の者が被相続人に対して、事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、相続人に対する法定の債権を認める方策は認めるべきではないと考える。本来、このような処理方法は財産法の枠組みで現行法でも十分可能なはずである。たとえ、このような財産法の処理が現実には難しいとしても（親族間で介護契約を締結することは実際にはほとんどない）、それは生前贈与や遺贈などを利用しやすくする方向で検討すべきであって、相続人以外の貢献の評価を相続制度の中に持ち込むことはいたずらに手続きを複雑にし、紛争を誘発するだけである。

相続はあくまで相続人間での遺産の分配にとどめるべきであり、相続人という枠組みを超えて遺産を分配したり、相続人に対する債権を認めたりすることは、相続の原理そのものを破壊してしまう行為に他ならない。相続人以外の者の被相続人に対する貢献は相続手続き以外で処理すべきである。

#### 第4 遺留分制度の見直しについて（部会資料8）

##### 1 遺留分減殺請求権の法的性質についての見直し

###### 【甲案】

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、相当の期間を定めて、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができる。
- ② 受遺者又は受贈者は、①の請求を受けた場合には、その請求者に対し、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還する旨の抗弁を主張することができる。ただし、⑤の請求がされた場合はこの限りでない。
- ③ ①で定めた期間内に①の金銭債務の全部又は一部について履行がなかったときは、遺留分を侵害された者も、その支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還するよう請求することができる。
- ④ ②及び③によって受遺者又は受贈者が返還すべき遺贈又は贈与の目的財産について当事者間に協議が調わないときは、裁判所がこれを定める。
- ⑤ ①で定めた期間内に履行がなかったときは、遺留分を侵害された者は、民法第1033条から第1035条までの規定に従い、遺贈及び贈与の減殺を請求することができる。ただし②又は③の請求がされたときはこの限りでない。
- ⑥ ②から④までの規律に従って遺贈又は贈与の目的財産が返還されたときは、①の金銭債務は、当事者間の協議で定められた額又は裁判所が定めた額の限度で消滅する。
- ⑦ ⑤による減殺請求がされたときは、①の金銭債務は消滅する。

###### 【乙案】

遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、その具体的な権利は、当事者間の協議又は審判等において分与の方法を具体的に定めることによって初めて形成されるものとする。

###### 【丙案】

- ① 相続人でない受遺者又は受贈者に対して減殺請求をする場合には、甲案による。
- ② 相続人である受遺者又は受贈者に対して減殺請求をする場合には、乙案による。

###### 【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

###### 【意見の理由】

まず、遺留分制度の見直しをすることについて検討する。

遺留分の制度については制度の内容が分かりにくく、複雑になっているという部会の指摘に賛成し、制度の簡易化を求める。遺留分制度は、もともと家の財産を散逸させないという目的をもった制度であったため、家督相続人と受遺者との二当事者間での財産の争いを想定した規律になっていた。家制度の下では、財産は個人の資産ではなく家の財産であったから、戸主が第三者に勝手に財産を処分すると家族

が生活していけなくなる。そこで、旧法の遺留分制度は、家の財産を取り戻すと共に、戸主の恣意による処分を許す範囲を確定する枠割を担っていたと思われる。ところが、戦後の昭和民法も遺留分の規定については明治民法をほぼそのまま踏襲してしまったため、諸子均分相続となった現行法にそぐわないものとなっている。現行法での遺留分制度は、むしろ相続人間の不公平を是正するための制度として機能しており、被相続人が特定の相続人を優遇する遺言を残しても被相続人の意志が実現できなくなってしまう制度である、と捉えられがちである。このような経緯を踏まえると、法制審議会の提案している、遺留分の性質を物権的なものから債権的なものへ変更するというという考え方や、受遺者が相続人以外である場合と相続人である場合に分けるという考え方には基本的に賛成できる。なぜなら、現代では家の財産を取り戻すための強い遺留分は必要なく、遺留分を債権的効力として当事者間での話し合いによる解決を図るべきであるからである。また、遺産分割事件との一回的解決を考え、遺留分減殺事件も家庭裁判所で取り扱うという方向にも賛成する。一方、直系尊属に遺留分を認める規定は、遺族の生活保障や潜在的持分の清算という遺留分の趣旨・目的からしてみても現代の相続観には合わないと思われるので削除すべきである。

次に、遺留分減殺請求権の法的性質についての見直しについて検討する。

現行法上の遺留分減殺請求は、判例上当然に物権的効力を有し、遺留分減殺請求と同時に遺留分権利者に目的財産が帰属するとされている。しかし、目的財産が物権的共有になることによって共有者間での紛争が先鋭化し、また共有物の管理や処分の方法についても意見がまとまらず問題が長期化することも多い。そこで、乙案のとおり、遺留分権利者の取得する権利については、当事者間の協議又は家庭裁判所の家事審判で定めることが適切であると考え。確かに、訴訟事件は公開法廷で行われなければならないという憲法上の要請や、遺留分権利者の地位が弱まるという指摘もあるが、遺留分減殺請求事件が訴訟事件として扱われているのは遺留分減殺請求の効果が物権共有になるということの帰結に過ぎず、遺留分減殺請求の効果が当事者間の協議又は審判で定まることとすればその前提を欠くこと、また、遺留分減殺請求に強い効力を認めていたのは、家制度の下において家の財産を取戻すために認められていたものであり、現在の民法ではその趣旨が妥当しないことから、乙案を支持するものである。甲案は、遺留分権利者の地位を現行法より弱めないために遺留分の物権的効力を維持するものであるが、債権的効力から物権的効力に変わる時期や根拠が明確ではない。また、遺留分に関する紛争を訴訟事項として扱うことを検討しており、遺産争いの一回的解決を実現することができないので妥当ではないと考える。また丙案は、相続人への減殺請求と相続人以外への減殺請求が同時に発生した場合に一回的解決を実現できないので妥当でないと考え。

## 2 遺留分の算定方法等の見直し

A案（相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分ける考え方）

### 【Ⅰ 第三者に対する請求】

① 遺留分権利者は、相続人以外の第三者に対しては、以下の計算式によって算出された額（㉞の額）を遺留分侵害額として主張することができる。

(計算式)

㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額

$$\begin{aligned} &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \\ &+ (\text{相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額}) \\ &- (\text{相続債務の額}) \end{aligned}$$

㉟ 個別的遺留分額

$$= \text{㉞の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

㊱ 遺留分侵害額

$$\begin{aligned} &= \text{㉟の額} \\ &- (\text{遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額}) \\ &- (\text{民法第903条の規定によって算定した相続分の額}) \quad (\text{注1}) \\ &- (\text{Ⅱ③の遺留分侵害額}) \quad (\text{注2}) \\ &+ (\text{遺留分権利者が負担する相続債務の額}) \end{aligned}$$

(注1) いわゆる具体的相続分とほぼ同義であるが、ここでは寄与分による修正は考慮しない(持戻し免除の意思表示は考慮する。)。なお、相続人間でこれとは異なる内容の遺産分割協議又は調停等が成立した場合であっても、遺留分侵害額の算定には影響しない。

(注2) 実際に、相続人に対して請求したか否か、請求した場合にその額がいくらであったのかについては問わない。

② 相続人以外の第三者は、遺留分権利者に対し、民法第1033条から第1035条までと同様の規律に従い、①の遺留分侵害額について責任を負う。

### 【Ⅱ 相続人に対する請求】

③ 遺留分権利者は、他の相続人に対しては、以下の計算式によって算出された額（㉞の額）を遺留分侵害額として主張することができる。

(計算式)

㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額

$$\begin{aligned} &= (\text{遺産分割におけるみなし相続財産の額}) \\ &- (\text{相続債務の額}) \\ &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \quad (\text{注3}) \\ &+ (\text{特別受益の価額}) \\ &- (\text{相続債務の額}) \end{aligned}$$

㉟ 個別的遺留分額

$$= \text{㉞の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

㊱ 遺留分侵害額

$$= \text{㉟の額}$$

- －（遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額）
- －（民法第 903 条の規定によって算定した相続分の額）
- ＋（遺留分権利者が負担する相続債務の額）

（注 3）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。

④ 他の相続人は、遺留分権利者に対し、以下の計算式によって算出された額（法定相続分超過額）の割合に応じて、③の遺留分侵害額について責任を負う。

○ 法定相続分超過額

$$= (\text{当該相続人が受けた遺贈又は贈与の額}) \times (1 - \text{当該相続人の法定相続分})$$

B 案（遺留分減殺請求によって遺贈等の目的財産が遺産に復帰するものとし、相続人間の取得額の調整は遺産分割手続によって行うこととする考え方）

### 【 I 遺留分減殺請求の効果等の見直し】

① 遺留分権利者の（総体的）遺留分侵害額は、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）とする。

（計算式）

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

$$= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \\ + (\text{相続開始前 1 年間にされた贈与の目的財産の価額}) \\ - (\text{相続債務})$$

① （総体的）遺留分額

$$= \text{㊦の額} \times (\text{総体的遺留分の割合}) \quad (\text{注 1})$$

㊦ （総体的）遺留分侵害額

$$= \text{①の額} \\ + (\text{相続債務の額}) \\ - (\text{遺産分割の対象財産の額}) \\ - (\text{相続人が受けた遺贈又は贈与の額}) \times (\text{当該相続人の法定相続分})$$

（注 1）現行の総体的遺留分の割合（民法第 1028 条）と同じものを想定しており、直系尊属のみが相続人である場合を除き、2 分の 1 となる。

② 遺留分権利者が受遺者又は受贈者に対して遺留分減殺請求をした場合には、当該受遺者又は受贈者が受けた遺贈又は贈与のうち①の遺留分侵害額に相当する部分は無効となり、遺産に復帰する（注 2）。

（注 2）②では、現行法と同様、遺留分減殺請求によって物権的效果が生ずることを前提としているが、ここでも、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とし、その価値相当額を返還させることとすることも考えられる。

③ 減殺の順序及び割合については、現行法と同様の規律（民法第 1033 条から第 1035 条まで）による。

④ ②によって復帰した遺産は、遺産分割によってこれを分割する（この場合における具体的相続分の算定方法は現行法に同じ）。

### 【 II 相続人間における具体的相続分の調整】

⑤ 遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額（注3）が以下の計算式によって算出された額（㉑の額。以下「最低限相続分額」という。）に達しない場合には、遺留分権利者は、遺産分割（注4）において、他の相続人に対しその差額の支払又はこれに相当する財産の返還を求めることができる。

（計算式）

㉑ 遺産分割におけるみなし相続財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）（注5）＋（特別受益の額）

㉒ 最低限相続分額

＝ ㉑の額 ×（法定相続分）× 1 / 2 （注6）

（注3）ここでの「遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額」は、遺留分権利者が遺産分割（㉒によるものを含む。）によって取得すべき財産の評価額＋当該遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の評価額（特別受益の額）の合計額をいう。

（注4）一部分割がされた場合には、残部についての遺産分割（最終の遺産分割）において、II①の請求を認めることを想定している。また、この額等について当事者間に争いがあり、遺産分割協議が成立しない場合には、家庭裁判所が遺産分割の審判の中で、これを定めることを想定している。

（注5）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。また、Iにより遺産に復帰した財産がある場合には、その額を加算する必要がある。

（注6）この割合は、現行の総体的遺留分と同じ割合（民法第1028条）にすることを想定しており、原則として2分の1となるが、直系尊属のみが相続人である場合には3分の1となる。

⑥ ⑤の場合には、他の相続人は、遺留分権利者に対し以下の計算式によって算出された額（法定相続分超過額）の割合に応じて、⑤の差額について責任を負う。

○ 法定相続分超過額

＝（当該相続人が受けた遺贈又は贈与の額）×（1－当該相続人の法定相続分）

#### 【意見の趣旨】

A案に賛成する。

#### 【意見の理由】

遺留分の算定方法は、基準を明確にして予測可能性を保持することと、合理的に紛争を解決できるものであることが望ましい。A案もB案もともに明確な基準であるが、B案は、Iにおいて、総体的遺留分を侵害する処分行為を減殺請求によって無効とするものであり、現在の物権的効力を有する強い遺留分の減殺請求手続きと同様の訴訟手続きが必要となる。遺留分制度の問題点に関して、物権的効力を有するとされる強い遺留分の制度を見直し、債権的効力として当事者間での話し合いによる解決を図ることや、遺産分割事件との一回的解決を図ることが必要であるところ、B案においては現行と変わらない手続きが必要となって問題点の解決にならない。A案は、減殺請求の相手方を相続人であるかそれ以外であるかによって計算方

法を分けるものであるところ、手続きとしては一回的に解決を図ることができると考えられるため賛成できる。

## 第5 その他の見直しについて（部会資料9）

### 1 可分債権の遺産分割における取扱い

#### 【甲案】

- ① 可分債権を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使できる。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めることとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除することができる。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させることとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときは、その相続人は、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に法定相続分を超える部分の取得を対抗することができない。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、相続人全員が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をすることにより具備されるものとする。

#### 【乙案】

- ① 可分債権を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権を行使することができない。
- ③ 甲案の⑥及び⑦に同じ。

#### 【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

#### 【意見の理由】

可分債権は、被相続人の死亡と同時に法律上当然に分割され、遺産分割の対象から外されるとされている（最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁）。しかし、遺産の大半が銀行預金などの可分債権であった場合には、可分債権以外の財産では特別受益や寄与分を十分に反映することができずに相続人間の公平を欠くことがある。また、被相続人が特定の受遺者に預金債権を遺贈する内容の遺言書を作成していたとしても、被相続人の死亡後すぐに法定相続人らによって法定相続分で預金を下ろされてしまえば、せっかく書いた遺言書も絵に描いた餅となる。このようなことから、実際に多くの銀行が法定相続人全員からの請求がなければ預金の払戻しや解約を認めていないし、また、相続人間の遺産分割協議でも預金債権を相続人間の



合意で遺産に含めて遺産分割を行っていることが大半である。現金は遺産分割の対象となるにも関わらず（最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁）、銀行預金は可分債権だから遺産分割の対象とならないという判例は、一般的な感覚からしても違和感を覚えざるを得ない。近年の判例では、定額郵便貯金の貯金債権（最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁）や委託者指図型投資信託受益権と個人向け国債（最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁）について、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと判示されており、単純な預金債権ではない複合的な権利を持つ金融商品については遺産分割の対象に含めるという傾向が見受けられる。そこで、乙案のように、可分債権についても遺産分割協議の対象に含め、相続人単独での権利行使を認めるべきではないとするべきである。

一方、甲案は、可分債権を遺産分割の対象に含めるとした上で、相続人間の公平を保つために、遺産分割における具体的相続分の算定において可分債権の額を持ち戻すという折衷的な案であるが、遺産分割前でも法定相続分による債権の行使を認めてしまうので、債務者や第三者との関係において複雑な法律関係にならざるを得ない。また、預金債権が法定相続分で一旦取り崩されてしまうと、既に特別受益を取得している相続人が遺産分割協議に参加することを拒んだり、正当な理由なく遺産分割協議に合意しなかったりすることが考えられるので妥当ではない。

ところで、金銭債権が常に遺産分割の対象となるとすれば、不法行為債権や不当利得債権など債権の存否や金額が明確でない債権がある場合には、遺産分割協議が長期化する可能性がある。このような場合には、それらの債権を除外して遺産分割協議を成立させ、債権の存否及び金額が確定した段階でその債権の遺産分割協議を行うよりほかないと考える。

## 2 自筆証書遺言の方式の見直し

### 1 自書を要求する範囲について

① 遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（注1）については、例外的に自書でなくてもよいものとする（注2）

② ①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁（毎葉）にその氏名を自書〔し、これに押印を〕しなければならないものとする。

（注1）財産の特定に関する事項としては

④ 不動産の表示（土地であれば所在、地番、地目及び地籍/建物であれば所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）

⑤ 預貯金の表示（銀行名、口座の種類、口座番号及び口座名義人等）

⑥ その他（株式、投資信託受益権、国債及びゴルフ会員権等）

等を想定している。

（注2）ただし、財産の特定に関する事項について加除訂正をする場合には、自書を要求する点を含め、通常に加除訂正の方式によるものとする。

2 加除訂正の方式について

- ③ 変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、「署名又は押印」のいずれかがあれば足りるものとする。

【意見の趣旨】

1 自書を要求する範囲について

「遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については、例外的に自書でなくともよいものとする」とする案に反対する。

2 加除訂正の方法について

「変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、「署名又は押印」のいずれかがあれば足りるものとする」とする案に賛成する。ただし、第三者による偽造や変造を極力防止するために、「加除訂正の印鑑は第968条第1項に使用した印を押さなければならない」という要件を加えるべきである。

【意見の理由】

1 自書を要求する範囲について

判例は、「自筆証書遺言に全文を自書することが要件とされているのは、筆跡によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意にわたることを保障することができるからに他ならない」（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁）と判示し、自筆証書遺言の本質的要件である自書の要件を厳格に解釈すべきとしている。民法は全文を自書できる能力と本人の筆跡をもって遺言者の真意を担保しているのであり、自書を要求する範囲を限定することは、第三者による偽造や変造の危険性や、受遺者等によるそそのかしや不当な圧力によって遺言書が作成される可能性が高まることを意味する。財産の特定に関する事項を自書することは遺言を書く当事者にとって煩雑であるかもしれないが、遺言書の書き方を工夫したり、遺言の訂正方法を簡易化することによって十分に対応できるものである。従って、自筆証書遺言の自書要件を緩和すべきではなく、現行法どおり全文自書を要求すべきである。

2 加除訂正の方式について

加除訂正の方式については、現行法上厳格でありすぎることから、実務上は、遺言書の記載を間違えた場合には、遺言書の記載を訂正するよりは遺言書そのものを書き直すことが多い。しかし、遺言者にとって遺言書を書き直すことは負担が大きい場合もあり、また、後日遺言書が複数発見され争いになることも考えられる。従って、遺言の加除訂正方法も通常の文書と同程度の押印のみで足りる、という方式で十分である。従って、加除訂正の方式について、押印のみで足りるとする考え方に賛成する。ただし、遺言書の偽造や変造の防止策として、加除訂正の印鑑は第968条第1項に使用した印を押さなければならない、という要件を加えるべきである。

3 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

## (1) 積極財産に関する規律

① 相続人が遺言（相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定）によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

### 【意見の趣旨】

積極財産に関する規律の方策について賛成する。

### 【意見の理由】

現在の判例では、相続分の指定（最判平成5年7月19日裁判集民169号243頁）や、遺産分割方法の指定（最判平成14年6月10日裁判集民206号445頁）について、受益者である相続人は登記なくして第三者に対抗できるとされている。また、「相続させる」遺言についても、遺産分割方法の指定に当たるとした上で、上記同様に登記なくして第三者に対抗できる。そして、現在の登記実務上、遺産分割方法の指定や相続させる遺言では、取得者が単独で相続登記ができる。その一方で、遺言執行者のいない遺贈（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁）や遺産分割によって相続分を超える持分を取得した場合（最判昭和46年1月26日民集25巻1号90頁）については、登記をしなければ第三者に対抗できないとされている。そして、遺言執行者のいない遺贈では、受遺者を権利者、相続人全員を登記義務者とする共同申請登記であり、遺産分割で権利を取得した相続人は、単独で登記申請ができるけれども、登記原因証明情報に相続人全員が実印を押印した遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書の添付が義務付けられており、実質相続人全員の承諾を要する。つまり、登記手続きが単独で迅速にできる相続分の指定、遺産分割方法の指定の遺言については登記なくして第三者に対抗でき、登記手続きに相続人全員の協力が必要で登記に手間がかかる遺贈や遺産分割は対抗要件としての登記が必要であるという、登記手続と権利保全との関係にねじれ構造が生じてしまっているのである。このような状態を改善するためには、第三者対抗要件として登記を必要とするか否かどちらか一方に統一することが望ましい。確かに、相続の趣旨や相続人の意思からすれば、法定相続分以上の相続分取得にも登記等の対抗要件が不要であるという考え方は十分に成り立つ。しかし、相続手続きにおいても対抗要件という明確な基準をもって確定的な権利取得を認めたほうがよいと考える。なぜなら、現在の相続実務では相続人以外の第三者が現れることはまれではなく、第三者保護の要請はどうしても必要になってくるからである。また、登記がなくても第三者に対抗できるとすれば、遺言があった場合や遺産分割協議が終了した場合にも登記をしない可能性が高くなり、取引の安全と円滑に資することを目的とした不動産登記制度の趣旨を没却しかねないからである。

## (2) 相続債務に関する規律

② 被相続人が相続開始時に負担していた債務の中に可分債務が含まれる場合には、

遺言により相続債務について各相続人の承継割合が定められていたときであっても、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継する。

③ ②の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合による。

④ 債権者が承諾したときは、各相続人は、相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じて相続債務を承継する。

⑤ 債権者が相続人の一人に対して④の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずる。

(催告権)

⑥ 相続人は、債権者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に④の承諾をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、債権者がその期間内に確答しないときは、承諾しなかったものとみなす。

⑦ ⑥の催告は、各相続人がすべての相続人のためにすることができる。

#### 【意見の趣旨】

相続債務に関する規律の方向性に賛成するが、③では遺産分割方法の指定の場合も含めて検討することが必要である。

#### 【意見の理由】

相続債務についても、相続債権者の承諾があれば遺言どおりに債務を承継させた方が相続人にとっても債権者にとってもメリットがあるので、相続債務に関する規律の方向性に賛成する。ただし、③では、相続分の指定又は包括遺贈による場合に限っているが、例えば、「A にアパートを相続させる。ただし、そのアパートローン債務は A が支払うこと」という遺言を残した場合どうか。この場合、アパートの価値が A の法定相続分を超える場合、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定と解されるので（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）③に該当する余地があるが、アパートの価値が A の法定相続分を超えない場合、相続分の指定を伴わない遺産分割方法の指定と考えるのであれば、このような遺言は③に当てはまらないことになる。そこで、相続分指定、遺産分割方法の指定、遺贈の関係性を整理し、遺言でこのような解釈上の問題が生じないような規律を設けるべきであると考え。

### (3) その他 相続分の指定、遺産分割方法の指定及び遺贈の整理

㉞ 相続分の指定や遺産分割方法の指定を遺贈に統合し、必要に応じて、受遺者が相続人である場合についての規律を設ける。

㉟ 相続分の指定や遺産分割方法の指定は相続人が相手方である場合に、遺贈は相続人以外の第三者が相手方である場合にそれぞれ適用されると整理した上で、そのそれぞれについて必要な規律を整備する。

#### 【意見の趣旨】

㉟に賛成する。

#### 【意見の理由】

実務上、相続人に対して割合的に財産を承継させる旨の遺言があった場合に、相続分の指定なのか割合的包括遺贈なのか解釈に迷うことが多い。また、「与える」「あげる」などの文言を使った遺言では遺産分割方法の指定か遺贈か判断がつかないこともある。相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈はそれぞれ遺産の分配割合も遺言執行手続きも異なるものであり、それらを遺言執行者の解釈に委ねるよりは、できる限り民法で明確に規定することが望ましい。ところで、遺言の実際上のメリットを考えると、遺言書があれば相続人全員で遺産分割協議をしなくても、遺産を受け継いだ相続人が単独で遺産承継手続きが取れるという点にあると思われる。現代の高齢化社会における相続手続きでは、他の相続人も高齢であったり、それぞれの相続人が遠方に住んでいる場合も多く、遺産承継手続きを迅速に行うために遺言書を作成する場合も多い。相続人間で遺産分割協議を積極的に行う慣行に乏しく、相続手続きに専門家が関与する割合が低い日本の現状を鑑みると、遺言によって速やかに相続手続きができるというメリットは生かされるべきである。その一方で、遺言による遺産処分が相続人以外に対して行われている場合には、相続人に対する遺産承継よりも慎重に手続きが進められてよい。なぜなら、相続人以外の第三者が受遺者として相続手続きに参加してくる場合には、遺産の全体を把握することが困難であったり、遺留分等の計算が複雑になったりして、遺言執行手続きが難航したり、遺言の効力を巡って受遺者と相続人間で争いになることも多いからである。以上から、相続人に対しての遺産承継手続きと、相続人以外の第三者に対する遺産承継手続きを同一の処理方法を検討する⑦は望ましくなく、相続人に対する遺産承継とそれ以外を明確に区別する④の方策のほうが望ましいと考える。特に不動産登記手続きでは、「いわゆる「相続させる」旨の遺言があった場合には、特段の事情がない限りは遺産分割方法の指定であり、当該遺産は被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継される」という判例（最判3年4月19日民集45巻4号477頁）に依拠して、「相続させる」旨の遺言があった場合には、相続人は単独で所有権移転登記を行うことができるとされている。一方で、遺贈の登記は受贈者を登記権利者とし、相続人全員あるいは遺言執行者を登記義務者とする共同申請構造が取られており、登記手続き上も相続分の指定や遺産分割方法の指定と遺贈を明らかに区別している。このような登記実務の運用は定着しており、これを⑦のように統合することは登記実務上混乱を招く可能性があるから、登記手続き上からも④のほうが望ましいと考える。

#### 4 自筆証書遺言を保管する制度の創設について

- |  |
|--|
| <p>① 自筆証書遺言を作成した者は、一定の公的機関にその保管を委ねることができるようにする。</p> <p>② 相続人は、相続開始後に所定の手続きをすることにより、被相続人の自筆証書遺言が当該公的機関に保管されているかどうかを確認することができるようにする。</p> |
|--|

【意見の趣旨】

自筆証書遺言を一定の公的機関に保管する制度の創設について賛成する。ただし、補足説明にあるような方式についての審査、遺言書のデータ化、正本の交付等を行うべきではない。

#### 【意見の理由】

自筆証書遺言については、遺言書の紛失、第三者による偽造、変造の危険性、又は相続人が遺言書を発見できない可能性があるなど、さまざまな問題点が指摘されているところである。特に自筆証書遺言は謄本の作成ができないことから遺言執行に際しても必ず原本で手続きを行わなければならない、被相続人の生前も死亡後もその保管には最大限の注意が必要とされる。遺言書が適切に保管される制度を構築することは、遺言者に安心感を与え、遺言内容の速やかな執行手続きにも繋がるものであるから、被相続人にとっても受遺者にとっても利益になる方策であると思われる。そこで、一定の公的機関に自筆証書遺言書の保管を委ねることができるという方策に賛成する。

ただし、遺言書を保管する機関に、方式についての審査、遺言書のデータ化、正本の交付等を行うことは、法律の専門家でない機関に遺言書の審査をさせることになるから手続きの遅滞を招き、また遺言の方式に違背がある遺言書を保管した場合に保管機関が損害賠償責任を負いかねないので妥当でない。

### 5 遺言執行者の権限の明確化等

#### 1 特定遺贈における遺言執行者の権限

① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈義務者となる。

② ①の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しない。

#### 2 遺産分割方法の指定がされた場合における遺言執行者の権限

③ 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という）が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する。

④ ③の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権利及び義務を有しない。

⑤ ③及び④の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しない。

#### 3 遺言執行者の妨害行為に対する権限（民法第1013条の見直し）

⑥ 遺言執行者は、相続人その他の者に遺言の執行を妨害され、又は妨害されるおそれがあるときは、その妨害の排除又は予防のために必要な行為をする権限を有する。

#### 4 遺言執行者の復任権・選任・解任等

⑦ 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

- ⑧ 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部または一部を辞することができる。
- ⑨ 遺言執行者に遺言執行の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、遺言執行者を解任することができる。
- ⑩ 遺言者が選任した相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができる。
- ⑪ 家庭裁判所は、⑧から⑩までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより（注）、新たに遺言執行者を選任し（⑧及び⑨の場合）、又は当該行為について権限を有する代理人を選任することができる（⑩の場合）。
- （注）⑧の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

**【意見の趣旨】**

2③「遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という）が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する。」に賛成する。

**【意見の理由】**

実務上、受益者が意思能力を欠く者であったり、高齢者であったりして受益者自ら登記手続きを行うことが困難であるケースがある。また、清算型遺贈のケースでは、不動産売却の前提として法定相続での相続登記をしなければならないが、受益者にならない相続人が登記手続きに協力しないこともある。不動産の登記手続きを遺言執行者が執行権限に基づいて速やかに執行をすることは遺言者の意思に合致し、受益者にとってもメリットのある行為である。従って、遺言執行の意味を狭くとらえ遺言執行者に登記申請人たる地位を与えないのは実際的ではなく、遺言執行者に対抗要件を備えるための権限を付与するべきである。さらに、不動産の対抗要件具備を受益者に任せておくと、「相続させる」旨の遺言や相続分を指定した遺言は登記がなくても第三者に対抗できるとするのが判例（最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁、最判平成5年7月19日裁判民集民169号243頁）であるから、長期に渡って登記の名義が変更されない可能性があり、第三者に不測の不利益をもたらす可能性もある。以上から、遺言執行者の権限を明確化し、遺言執行者が、受益者が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する、という方策について賛成する。

以上